

特別養護老人ホーム藤園苑 短期入所生活介護 利用料金表 (R6.4.1～)

令和6年4月改定…赤文字 令和6年6月改定…青文字 令和6年8月改定…緑文字

		介護サービス費 () は2割 【 】 は3割						居住費 1日当り				食費 1日当り(朝・昼・夕) 朝：500円 昼：700円 夕：500円					1日当り合計 () は2割 【 】 は3割				
								利用者負担				利用者負担					利用者負担				
		介護サービス費	機能訓練 体制加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	サービス 提供体制	第1段階	第2段階	第3段階 ①②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階
多 床 室	支援1	451 (902) 【1,353】	12 (24) 【36】				22 (44) 【66】	0	430	430	910	300	600	1,000	1,300	1,700	785	1,515	1,915	2,215	3,095 (3,580) 【4,065】
	支援2	561 (1,122) 【1,683】															895	1,625	2,025	2,325	3,205 (3,800) 【4,395】
	要介護1	603 (1,206) 【1,809】	12 (24) 【36】	4 (8) 【12】	8 (16) 【24】	15 (30) 【45】	22 (44) 【66】										964	1,694	2,094	2,394	3,274 (3,938) 【4,602】
	要介護2	672 (1,344) 【2,016】															1,033	1,763	2,163	2,463	3,343 (4,076) 【4,809】
	要介護3	745 (1,490) 【2,235】															1,106	1,836	2,236	2,536	3,416 (4,222) 【5,028】
	要介護4	815 (1,630) 【2,445】															1,176	1,906	2,306	2,606	3,486 (4,362) 【5,238】
	要介護5	884 (1,768) 【2,652】															1,245	1,975	2,375	2,675	3,555 (4,500) 【5,445】
																	1,165	1,565	2,365	2,665	3,415 (3,900) 【4,385】
従 来 型 個 室	支援1	451 (902) 【1,353】	12 (24) 【36】				22 (44) 【66】	380	480	880	1,230	300	600	1,000	1,300	1,700	1,275	1,675	2,475	2,775	3,525 (4,120) 【4,715】
	支援2	561 (1,122) 【1,683】															1,344	1,744	2,544	2,844	3,594 (4,258) 【4,922】
	要介護1	603 (1,206) 【1,809】	12 (24) 【36】	4 (8) 【12】	8 (16) 【24】	15 (30) 【45】	22 (44) 【66】										1,413	1,813	2,613	2,913	3,663 (4,396) 【5,129】
	要介護2	672 (1,344) 【2,016】															1,486	1,886	2,686	2,986	3,736 (4,542) 【5,348】
	要介護3	745 (1,490) 【2,235】															1,556	1,956	2,756	3,056	3,806 (4,682) 【5,558】
	要介護4	815 (1,630) 【2,445】															1,625	2,025	2,825	3,125	3,875 (4,820) 【5,765】
	要介護5	884 (1,768) 【2,652】																			

更に、①送迎を行った場合送迎加算（1回あたり184円）、②生産性向上推進体制加算(Ⅱ)（1割：10単位/月 2割：20単位/月 3割：30単位/月）、③介護職員等処遇改善加算(介護サービス費の総額に14.0%を乗じた金額)がかかります。

また、ご利用者の変化に伴い、必要とされる処置を行った場合、その他上記以外の特別加算がかかります。

短期入所生活介護の長期利用の適正化

長期利用(30日越え利用)の介護報酬単位。

	基本報酬	長期利用減算適用後 (31日～60日)	長期利用の適正化 (61日以降) (新設)	介護老人福祉施設 (参考)
要支援1	451	442		
要支援2	561	548		
要介護1	603	573		
要介護2	672	642	573	589
要介護3	745	715	642	659
要介護4	815	785	715	732
要介護5	884	854	785	802
			854	871

※長期利用に対する減算によって介護老人福祉施設サービス費以下の単位数となってしまう場合さらなる単位数の減は行わない。